

## 平成17年度公表対象随意契約一覧

(対象：H18.1.1～H18.1.31の期間中に締結した契約のうち予定価格が100万円を超える随意契約)

No.	発注内容	発注した部局、契約担当官の氏名及び所在地	契約締結日	契約業者の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約に拠ることとした理由	備考	随契審査委員会の審査結果
1	次世代医療機器評価指標作成事業 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月4日	東邦大学 学長 青木 継稔 東京都大田区大森西5-21-16	2,500,000	現行の評価指標作成に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
2	次世代医療機器評価指標作成事業 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月5日	国立がんセンター東病院臨床開発センター がん治療開発部長 松村 保広 千葉県柏市柏の葉6-5-1	2,500,000	現行の評価指標作成に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
3	国際的に汎用されている添加物(香料)の指定に向けた試験一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月6日	財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所 所長 小島 幸一 神奈川県秦野市落合729番地5	15,731,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
4	国際的に汎用されている添加物(香料)の指定に向けた試験一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月6日	財団法人食品農薬品安全性評価センター理事長 望月 信彦 静岡県磐田市塩新田字荒浜582-2	10,797,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
5	国際的に汎用されている添加物(香料)の指定に向けた試験一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月6日	株式会社三菱化学安全科学研究所 取締役社長 河合 宏 東京都港区芝二丁目1番30号	5,847,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
6	国際的に汎用されている添加物(香料)の指定に向けた試験一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月6日	財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所 所長 小島 幸一 神奈川県秦野市落合729番地5	2,246,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
7	国際的に汎用されている添加物(香料)の指定に向けた試験一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月6日	財団法人食品農薬品安全性評価センター理事長 望月 信彦 静岡県磐田市塩新田字荒浜582-2	5,609,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
8	国際的に汎用されている添加物(香料)の指定に向けた試験一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月6日	財団法人残留農薬研究所 理事長 岩本 毅 茨城県常総市内守谷町4321番地	6,086,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○

No.	発注内容	発注した部局、契約担当官の氏名及び所在地	契約締結日	契約業者の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約に拠ることとした理由	備考	随契審査委員会の審査結果
9	既存添加物の安全性に関する試験 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月6日	財団法人食品農薬品安全性評価センター理事長 望月 信彦 静岡県磐田市塩新田字荒浜582-2	4,050,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
10	既存添加物の安全性に関する調査検討 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月6日	日本食品添加物協会 専務理事 高野 靖 東京都中央区日本橋日本橋堀留町1丁目3-9	1,500,000	現行の安全性に関する調査検討における分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
11	既存添加物の成分規格の設定一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月10日	東亜大学 大学院教授 義平 邦利 山口県下関市一の宮学園町2-1	2,200,000	現行の成分規格の設定における分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
12	既存添加物の成分規格の設定一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月10日	東京都健康安全研究センター 食品化学部食品添加物研究科長 伊藤 弘一 東京都新宿区百人町3-24-1	1,000,000	現行の成分規格の設定における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
13	国際的に汎用されている食品添加物の指定に向けた規格基準及び試験法の設定等 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月10日	財団法人日本食品化学研究振興財団 理事長 清水 孝重 大阪府豊中市三和町1丁目1番11号	27,000,000	現行の規格基準及び試験法の設定等における分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
14	食品からの腸管出血性大腸菌026及び0111の検出方法の開発事業 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月10日	埼玉県衛生研究所 所長 丹野 瑤喜子 埼玉県さいたま市桜区上大久保639-1	3,000,000	現行の検出方法の開発における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
15	食品からの腸管出血性大腸菌026及び0111の検出方法の開発事業 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月10日	財団法人日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 東京都渋谷区元代々木町52番1号	6,000,000	現行の検出方法の開発における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
16	テトラサイクリン等分析法高度化等事業 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月10日	財団法人日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 東京都渋谷区元代々木町52番1号	5,000,000	現行の分析法の高度化等における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
17	テトラサイクリン等分析法高度化等事業 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月10日	財団法人食品環境検査協会 理事長 江川 宏 東京都中央区京橋3-7-4	5,000,000	現行の分析法の高度化等における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○

No.	発注内容	発注した部局、契約担当官の氏名及び所在地	契約締結日	契約業者の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約に拠ることとした理由	備考	随契審査委員会の審査結果
18	テトラサイクリン等分析法高度化等事業 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月10日	財団法人日本冷凍食品検査協会 横浜事業所 所長 伏見 年治 神奈川県横浜市金沢区福浦2-1 3-45	5,000,000	現行の分析法の高度化等における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
19	テトラサイクリン等分析法高度化等事業 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月10日	埼玉県衛生研究所 所長 丹野 瑛喜子 埼玉県さいたま市桜区上大久保6 39-1	5,000,000	現行の分析法の高度化等における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
20	JIS規格及び適合性認証基準等原案作成事業 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月10日	日本歯科材料工業協同組合 理事長 太田 勝也 東京都台東区小島2丁目16番1 4号	1,000,000	現行の原案作成に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
21	味認識装置 SA402B 購入1式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月11日	(株)樋口商会 代表取締役社長 大浜 保徳 東京都港区高輪3-24-18	7,959,000	国内唯一の取扱業者であることから、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
22	残留農薬の毒性等情報収集等一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月11日	社団法人日本食品衛生協会 理事長 玉木 武 東京都渋谷区神宮前2-6-1	3,000,000	現行の情報収集等に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
23	ナisinZ含有食品中のナisinZの定量及び抗菌力試験の検討 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月11日	財団法人日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 東京都渋谷区元代々木町52番1 号	3,500,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
24	食品添加物一日摂取量調査一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月16日	東京都健康安全研究センター 食品化学部長 安田 和男 東京都新宿区百人町3-24-1	1,000,000	現行の摂取量調査における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
25	食品添加物一日摂取量調査一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月16日	香川県知事 真鍋 武紀 香川県高松市番町四丁目1番10 号	1,000,000	現行の摂取量調査における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
26	食品添加物一日摂取量調査一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月16日	沖縄県知事 稲嶺 恵一 沖縄県那覇市泉崎1-2-2	1,000,000	現行の摂取量調査における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○

No.	発注内容	発注した部局、契約担当官の氏名及び所在地	契約締結日	契約業者の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約に拠ることとした理由	備考	随契審査委員会の審査結果
27	食品添加物一日摂取量調査一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月16日	札幌市長 上田 文雄 北海道札幌市中央区北1条西2丁目	1,000,000	現行の摂取量調査における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
28	食品添加物一日摂取量調査一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月16日	仙台市長 梅原 克彦 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号	1,000,000	現行の摂取量調査における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
29	食品添加物一日摂取量調査一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月16日	北九州市長 末吉 興一 福岡県北九州市小倉北区城内1-1	1,000,000	現行の摂取量調査における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
30	国際的に汎用されている食品添加物の指定に向けた規格基準及び試験法の設定等一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月16日	国立大学法人岡山大学長 千葉 喬三 岡山県岡山市津島中一丁目1番1号	1,512,000	現行の規格基準及び試験法の設定等における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
31	食品残留農薬一日摂取量実態調査一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月16日	食品衛生登録検査機関協会 理事長 玉木 武 東京都渋谷区神宮前2-6-1	16,772,000	現行の摂取量実態調査における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
32	加工食品残留農薬等安全性検証一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月16日	社団法人日本乳業協会 会長 中山 悠 東京都千代田区九段北1丁目14番19号	15,000,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
33	加工食品残留農薬等安全性検証一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月16日	社団法人日本油料検定協会 会長 森 浩 兵庫県神戸市中央区海岸通2丁目2番3号	15,000,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
34	次世代医療機器評価指標作成事業一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成18年1月20日	国立大学法人大阪大学 大学院医学系研究科長 遠山 正彌 大阪府吹田市山田丘2-2	2,500,000	現行の評価指標作成に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○